

平成28年11月25日

奈良ブランド推進課

市役所内線番号 2190

電話（ダイヤルイン）0742-34-5172

空き家・町家活用モデル事業（二次募集）の実施について

奈良市では、空き家・空き施設をまちづくりの資源と捉えて有効活用するため、地域活動の拠点等の用に供する空き家・町家の改修費用の補助の二次募集を行います。

9月12日から10月12日まで行った一次募集では、採択予定件数10件に対し6件の応募があり、内3件の採択でしたので、二次募集にて追加の募集を行います。

1. 一次募集時からの変更点

補助の要件、補助率及び上限額は、一次募集時と同じです。

今回の募集要項では、応募を検討していただきやすくなるよう、一次募集時と比べて次の点を変更しています。

①募集期間を50日間とし、前回より20日間延長しました。

公募スケジュール

（公募期間）平成28年11月21日～平成29年1月10日まで

（プレゼン審査）平成29年1月中旬

（補助決定）平成29年1月下旬

②選定評価基準を明確にするため、基準点数表をホームページ、募集要領で公表しました。

③「地域活性化のために計画的に利用されるもの」の地域活性化の定義を、募集要領に示しました。

【地域活性化の定義について】

●地域：建物が建っている地域、奈良市全域もしくは市内の別地域。

●活性化：ヒト・モノ・カネの面でそれぞれ下記事項が認められる。

①必須条件

ヒト：地域の人が集まる、地域に人が集まる、地域の人元気になる。

②営利活動が伴う場合はモノ、カネのどちらかが該当する必要があります。

モノ：地域の農産物、製品、伝統工芸品、飲食物等が生産される、売れる。

体験できる。

カネ：地域経済が潤う、地域に住んでいる方の所得が増える。

●計画的：事業開始に向けて着実に準備しており、開始時には順調に運営できるように十分な体制を整える。そして年数を重ねるにつれ事業が広がっていく。

2. 一次募集による採択事業について

一次募集により採択した3事業の概要は、次のとおりです。

申請者	物件場所	事業概要
個人 (所有者)	平城地区	戸建住宅の文化教室、貸集会所、貸作品展示室としての活用。 申請者自身が陶芸に関わっていることから陶芸の文化教室や私設集会所を目指す。
個人 (賃借人)	大柳生地区	戸建住宅を障がい者福祉施設（農業就労支援）としての活用。 障がい者の就労継続支援の拠点施設とし、農作物、果実及び生花の栽培、育成、収穫物の加工、販売及び飲食物の提供予定。
個人 (所有者)	六条校区	戸建住宅をライブラリーカフェとして活用。 申請者自身が多くの奈良に関する本（歴史、地理、地域等）を100冊以上保有しており、その本を活かしてライブラリーカフェを行う予定。

3. 内容（8/29 定例記者会見発表時と同じ）

空き家・空き施設をまちづくりの資源と捉えて有効活用するため、地域活動の拠点等に利用する空き家・町家の改修費用を最大400万円補助します。

4. 補助概要（8/29定例記者会見発表時と同じ）

・補助額：上限400万円（改修費用の3分の2以内）

- ・対象物件：奈良市全域の空き家・空き施設です。地域活性化のため計画的に利用される建物であること。
- ・対象用途：滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設などでプレゼンテーション審査において、採択された物件の改修費用を補助します。

【想定活用事例】個人の住宅として利活用するための改修は対象となりません。

- ・地域の集会所
- ・芸術創作活動拠点
- ・町家滞在体験住宅
- ・農産物直売施設
- ・U・Iターン向け移住体験施設
- ・伝統工芸・文化体験住宅
- ・高齢者の憩いの場

5. 予算、参加（申し込み）方法・費用

（募集件数を除き 8/29 定例記者会見発表時と同じ）

- ・今回の募集に係る予算は、400万円×7件分で2,800万円です。
- ・国土交通省の住宅市街地総合整備事業（空き家対策総合支援事業）を利用しています。（国費率1/2）

募集要領に基づいて、参加申込みをしていただけます。

※参加要領及び書類等の様式は奈良ブランド推進課で配布し、市ホームページにも掲載します。